

(案)

障発●●●●第●号

令和7年●月●●日

各 民間事業者等の長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(公 印 省 略)

障害者自立支援機器等開発促進事業等の実施について

標記については、従来、平成31年3月28日障発0329第1号「障害者自立支援機器等開発促進事業等の実施について」に基づいて実施されていたところである。

今般、障害者自立支援機器の製品化・普及の促進を図るため、前記通知を廃止し、別紙1のとおり「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」を、別紙2のとおり「障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業実施要綱」を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

障害者自立支援機器等開発促進事業 実施要綱

1 事業の目的

本事業は、障害者等の自立や社会参加の促進の観点から、開発機関が障害者等及び医療福祉専門職等と連携して支援機器を開発する取組に補助を行い、障害者等のニーズを反映した実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及を促進することを目的とする。

2 実施主体

支援機器の開発機関であり、障害者自立支援機器等開発促進事業公募要項「3 応募資格及び条件」に掲げる要件を満たす団体。

3 対象事業

(1) テーマ設定型事業

次の①から⑧までに掲げるテーマのいずれかに該当する支援機器を開発する事業。

- ① 日常生活を支援する機器
- ② コミュニケーションを支援する機器
- ③ レクリエーション活動を支援する機器
- ④ 就労を支援する機器
- ⑤ 障害者等の支援をより行いやすくする支援機器
- ⑥ ロボット技術を活用した支援機器
- ⑦ 脳科学の成果（研究段階のものを除く。）を応用した支援機器
- ⑧ その他、障害者等の自立と社会参加を支援する機器

(2) 製品種目特定型事業

(1) とは別に、障害者等のニーズが高いものとして、次の①から④に定める製品種目に該当する支援機器を開発する事業。

なお、製品種目特定型事業として応募した場合、申請の内容を踏まえて、テーマ設定型事業へ変更を求める場合があるため、留意すること。

- ① 盲ろう者が在宅で日常生活関連活動を円滑に行えるよう支援する機器
- ② 障害児のスポーツ活動への参加を支援する機器
- ③ 発達障害児・者の日常生活を支援する自助具
- ④ 知的障害者や精神障害者が自ら管理しつつ、支援者にも必要な情報を共有できる機器

(3) 指定補助金等の交付等に関する指針に基づく事業

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第

63号) 第34条の11第1項及び第2項の規定に基づく「指定補助金等の交付に関する指針」(以下「指針」という。)によりフェーズ1を終了した事業のうち、ステージゲート審査を通過した事業。

4 開発機関の責務

開発機関は、事業の実施及び事業実施後の支援機器の製品化及びそれに伴う販売等に関し、次の責務を有すること。

- (1) 事業の実施にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室(以下「自立支援振興室」という。)と緊密な連携を図るとともに、その指示に従うこと。
- (2) 事業実施年度において、少なくとも1回は、本通知別紙2の4の(1)に定めるニーズ・シーズマッチング交流会に参加すること。また、より多くの支援機器の使用者として想定される障害者等や医療福祉専門職等の意見を聴く機会を確保するため、地域で開催される福祉機器の展示会等に積極的に参加するよう努めること。
- (3) モニター評価の結果及びその結果を踏まえた改良開発の内容について記録し、自立支援振興室の求めがあった場合、内容を報告すること。
- (4) 支援機器の開発にあたっては、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)等の研究に係る指針等を遵守し、モニター評価を実施する際は、倫理審査が不要とされる場合を除き、あらかじめ、開発機関または大学、病院、障害者施設、日本生活支援工学会等による倫理審査を受け承認を得ること。
- (5) 開発が事業計画に基づき円滑に進むよう進捗状況を管理し、事業計画の内容から2か月以上の遅れが生じた場合、遅延の理由及び今後講じる措置について自立支援振興室に報告すること。また、故意にこの報告を怠った場合及び今後講じる措置の内容が十分でないと認められる場合は、事業の中止又は廃止を指示することがあること。
- (6) 開発状況の報告等を求められた際は、3の(1)及び(2)については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に設置される障害者自立支援機器等開発評価委員会(以下「開発評価委員会」という。)から、3の(3)については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長が委嘱した指針に基づくプログラムマネージャー(以下「PM」という。)からの指導及び助言に従うこと。
- (7) 事業実施年度の終了後においても、開発機器の製品化及び更なる改良開発に努めるとともに、その後の状況に関して、自立支援振興室が行う調査又は報告の求めに対し協力すること。
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、本事業に係る補助金の交付を受けた際に付された条件を遵守すること。

5 事業実施期間

令和7年〇月〇日～令和8年3月31日とする。

(開始日は令和7年4月1日、予算成立日、内示日のいずれか遅い日とする。)

6 報告等

(1) 事業実績報告及び成果報告書の提出

- ① 開発機関は、当該年度における事業の実績について、翌年度の4月20日(厚生労働大臣から事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに交付要綱に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- ② 開発機関は、計画の最終年度に事業全体の成果報告書をまとめ、厚生労働大臣へ提出するとともに、翌年度の6月末日までに、予め自立支援振興室に報告の上、公表しなければならない。なお、事業の実施が複数年度にわたる場合において、開発機関は、事業実施の初年度から当該年度までの事業の実績を一体的に整理した成果報告書を提出しなければならない。
- ③ 成果報告書とあわせて、知的財産権の出願・登録状況、倫理審査申請書類一式、倫理審査結果のほか、展示会等への出展実績について記載し、書籍・論文・雑誌等での公表や、開発成果に関する刊行物等があれば添付すること。
また、当該報告書のうち開発要旨については、厚生労働省のホームページに掲載するため、自立支援振興室が別途指示する方法により提出すること。

(2) 製品化状況等報告の提出

開発機関は、事業終了年度における3月31日の翌日を含む開発機関が定める事業年度以降5年度に係るそれぞれの事業年度における決算が確定した日(当該日に実際の事業終了年度における補助金の額の確定がなされていない場合は当該補助金の額の確定に係る通知を受理した日)から起算して30日を経過した日までに別に示す製品化状況等報告書を提出しなければならない。

(3) 収益納付

(2)の報告の内容において、次の①及び②に該当し、③に該当しないときは、開発機関が補助金による開発の成果によって相当の収益を得たものと認めるものとする。この場合において、開発機関は、当該収益のうち交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を、厚生労働省からの指示に従い国庫に納付しなければならない。

国庫への納付金(以下「収益納付金」という。)の上限額は、交付した補助金の確定額又は当該補助金の額が補助率2分の1で計算されていない場合、確定額を元に補助率が2分の1であったものと仮定して算出した額(以下「収益納付上限額」という。)とし、事業の実施期間が複数年度にわたる場合は当該年度ごとの収益納付上限額の総額とする。

なお、収益納付金は、事業の実施期間が複数年度にわたる場合、まずは補助初年度に対する納付として充当し、納付された収益納付金の合計が当該年度の収益

納付上限額に達した場合は、上限を超えた額を次年度以降の分に順次充当するものとする。

- ① 開発機関が、会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する会社をいう。）であること。
- ② 開発機器の販売等による営業利益に相当する額が、収益納付上限額を 5 で除した額の 100 分の 1 を超えていること。なお、この計算時において、事業の実施期間が複数年度にわたる場合の収益納付上限額は、当該年度ごとの収益納付上限額の総額とする。
- ③ 開発機関が実際の事業終了年度の本事業に係る交付申請日において、別表 1 のア及びイのいずれにも該当する中小開発機関であって、当該報告を行った年度の単体決算において、営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが赤字であること。

7 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。

8 開発機関の決定方法

- (1) 3 の (1) 及び (2) の開発機関は公募により決定するものとし、その決定にあたっては、開発評価委員会における事業評価を踏まえることとする。
- (2) 3 の (3) の開発機関の決定にあたっては、PMによる事業評価を踏まえることとする。

9 その他

3 の (3) の開発機関については、6 の (3) は適用しない。

別表 1

中小開発機関の定義

中小開発機関とは、開発機関（本事業において公募により採択された企業等をいう。以下同じ。）のうち、次のア及びイのいずれにも該当する会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する会社をいう。）をいう。

ア 次表第Ⅰ欄の業種を主たる事業として営むものであって、第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄に定める基準のいずれかを満たすこと。

Ⅰ 主たる事業として営む業種	Ⅱ 資本金基準 (資本金の額 又は出資の総 額)	Ⅲ 従業員数基準 (常時使用する 従業員の数)
1. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（2. から 7. までの業種を除く。）	3 億円以下	300 人以下
2. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
3. 小売業	5 千万円以下	50 人以下
4. サービス業（5. 及び 6. の業種を除く。）	5 千万円以下	100 人以下
5. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
6. 旅館業	5 千万円以下	200 人以下
7. 卸売業	1 億円以下	100 人以下

注) 常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づく解雇の予告が必要な者をいい、事業主及び法人の役員は含まない。

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しないこと。

（ア）発行済株式の総額又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一の大企業（アに該当しないものをいう。以下同じ。）の所有に属しているもの。

（イ）発行済株式の総額又は出資金額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属しているもの。

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めているもの。

別紙 2

障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業 実施要綱

1 目的

本事業は、実用的な支援機器の開発が促進されるよう、障害者等やその支援者、医療福祉専門職等の支援機器の使用者（以下「ニーズ側」という。）と、開発機関や研究者などの支援機器の開発者（以下「シーズ側」という。）のマッチングを図りながら、意見交換を行う場を提供し支援機器開発を促進するとともに、製品化された支援機器の特徴や使い方等の情報を整理してユーザーに広く情報発信することにより、利用促進の更なる推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及促進に関して知見を有している法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確であり、かつ経営の安定性が確保されている団体（以下「補助事業者」という。）。

3 事業運営体制

ニーズを持つ障害者等の団体やシーズを持つ開発機関、研究者等、支援機器の開発及び普及促進を実施する行政等、支援機器・普及に関する専門的知見やネットワークを有する外部の委員により構成される企画委員会を開催すること。

4 事業内容

（1）ニーズ・シーズマッチング強化事業

本事業では、ニーズに沿った機器開発を促進する観点から、ニーズ側とシーズ側のマッチングを目的としたニーズ・シーズマッチング交流会（以下「交流会」という。）を開催する。さらに、事業実施期間を通じて、ニーズ側とシーズ側の要望に応じ、相談やその他必要な支援を行う。具体的には、ニーズ側とシーズ側のマッチング、モニター評価に協力してくれる施設等の紹介、障害者自立支援機器等開発促進事業等の開発補助に関する情報提供や助言等を行う。次の①から⑦に掲げる要件をすべて満たすものであること。

① 交流会の開催

交流会は、東京での1日間以上の開催を含め、累計3日間以上開催すること。

また、全国的に偏りなく効率的・効果的なマッチングが図られるよう、開催場所・時期・形態について工夫すること。

② 交流会参加者の動員

交流会には、障害者等およびその団体、開発機関、医療福祉専門職等及びそ

の団体、支援機器関連学会及び所属会員等に加え、行政機関の関係者等が参加するよう、広報活動を工夫しながら働きかけること。

③ 交流会コーディネーターの配置

交流会には、コーディネーターを配置することで、ニーズ側とシーズ側のマッチング及びシーズ側同士の連携等、支援機器開発及び普及を加速させること。

④ 展示方法の工夫

交流会においては、積極的に意見交換が行われるよう、ニーズ側とシーズ側の意見交換を行う場を設置するほか、試作機等の説明及びデモンストレーションができる環境を整備する。

また、開発機関の展示については、支援機器の開発に対するニーズを収集・分類した上で、障害種別に応じたエリアを設けるなど工夫すること。

⑤ 交流会のフォローアップ

交流会の成果を着実に支援機器の開発につなげるため、交流会開催後、ニーズ側とシーズ側の要望に応じて、相談やその他必要な支援を行う。

⑥ 障害者自立支援機器等開発促進事業との連携

交流会においては、当該年度を含む障害者自立支援機器等開発促進事業により開発された支援機器（開発途中を含む。）の一般公開の場を設けること。その際、自立支援振興室と緊密に連携の上、実施すること。

⑦ 支援機器普及啓発促進事業との連携

（２）の実施により得られた知見や困難ケースの対応例等については、交流会と同様のホームページにて公表するなど、事業間での連携を図ること。

また、連携協力機関に所属する支援員や開発機関向けの全国研修会を、交流会と併催にて執り行うこと。

（２）支援機器普及啓発促進事業

補助事業者は、全国の支援機器開発及び普及啓発のための協力機関（以下「連携協力機関」という。）と連携を図りながら支援機器の開発及び普及啓発を促進する。具体的には、次の①から③に掲げる取組を行うこと。

① 補助事業者は、次のアからエに対する取組を行う。

ア 支援機器の開発・普及に関する情報集約

全国の支援機器の開発・普及に関する事業者・団体等へ働きかけ、開発機関を開拓し、普及促進に係る好事例等の情報を集約する。

イ 連携協力機関との情報連携・利用促進

連携協力機関とネットワークを構築し、アで集約した情報を共有する。

また、連携協力機関は、障害者等及び障害者等を取り巻く支援者等の相談を受け、地域の関連機関等へつなぐことで、障害者等の支援機器の利活用が積極的に進むような仕組みづくりをすること。

ウ 支援協力及び研修会の実施

補助事業者は、連携協力機関から要請があった場合、支援機器の開発・普及に関する知見を十分に有する専門家の派遣等及び連携協力機関に所属する支

援員等への助言等を実施することで、支援機器の開発・普及が円滑に進むよう支援する。

また、(1)の事業と連携し、連携協力機関に所属する支援員や開発機関向けの全国研修会を実施する。

エ 地域交流会の開催

地域の課題に対して、様々な関係者が連携して地域の実情に応じた支援機器開発及び普及のための活動を促進することを目的に、地域交流会を企画・開催する。実施にあたっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件を全て満たすものであること。

(ア) 地域交流会は、偏りがないよう全国2箇所以上で開催すること。

(イ) 地域交流会には、当該地域における支援機器の開発及び普及に係る障害者、支援者、有識者等をはじめ、行政関係者や産業振興団体、開発機関等の参加を促し、障害者等が支援機器を適切に利活用できるような地域の支援体制を構築すること。また、支援機器の開発においても、地域生活の中で課題を抱える障害者等やその支援者を中心としたインクルーシブな開発を進められるような体制を整えること。

(ウ) 地域交流会の開催結果やその効果については、客観的指標をもって評価・検証を行うこと。

(エ) 地域交流会の開催を契機に、支援機器の開発及び普及促進のための体制基盤ができ始めた地域には、連携協力機関の登録を積極的に促すこと。

② 周知・広報

上記①の実施により得られた好事例や知見、困難事例の対応例等について、連携協力機関に所属する支援員等の参考となるよう、SNSやニュースレター等でわかりやすく取りまとめ、四半期に1回程度周知・広報すること。

③ 障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業との連携

連携協力機関が支援機器開発及び普及啓発のための活動を実施する際には、都道府県及び政令指定都市が実施する障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業（地域生活支援事業）を活用して取り組むよう、関係者等に働きかけること。

5 報告

(1) 本事業の実施にあたって、実施団体は自立支援振興室に対し、適宜、進捗状況を報告すること。

(2) 補助事業者は事業終了後1か月以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに事業報告書を作成し、自立支援振興室へ提出すること。当該報告書は厚生労働省のホームページへ掲載するため、自立支援振興室が別途指示する方法により提出するものとする。

6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲

内で補助する。

7 補助事業者の決定方法

本事業の補助事業者は公募により決定するものとし、その決定にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に設置される障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業評価委員会における事業評価を踏まえることとする。